

本号で公布された条例のあらまし

介護保険法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十三号）（高齢者福祉課）

一 趣旨

介護保険法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。

二 内容

- (一) 介護医療院の基準の追加
- (二) 共生型サービスの基準の追加
- (三) 居宅介護支援事業所の基準の削除
- (四) 規定の整備

三 施行期日

平成三十年四月一日

ただし、二(四)の一部については平成三十年十月一日